

矢祭町立石井小学校ホームページ運用規程

平成25年1月11日

(趣旨)

- 1 本規程は、「矢祭町教育ポータルサイト運用規程」(以下、「ポータルサイト運用規程」と言う。)に基づいて、矢祭町立石井小学校におけるホームページ公開に関して必要事項を定めるものとする。

(ホームページ開設目的)

- 2 本校の教育活動を広く発信し、開かれた学校づくりの一助とするとともに、その教育成果を公開する中で意見を収集し、その後の教育計画に役立てることを目的とする。

(ホームページによる情報発信)

- 3 利用責任者は校長及び教頭とする。校長は、「ポータルサイト運用規程」及び本規程に基づいて適切な発信内容であることを確認しなければならない。
- 4 学校のホームページによる情報発信は、学校の公的名称「矢祭町立石井小学校」を使用する。
- 5 ホームページによる情報発信ができるのは本校の教職員でなければならない。したがって、児童生徒が作成した記事を発信する場合、担当者は校長の承認を得なければならない。

(児童の個人情報の発信とその範囲)

- 6 ホームページにより児童の個人情報を発信する場合は、本人および保護者に対して、個人情報を発信する趣旨を説明し、同意を得た上で発信するものとする。
- 7 学校のホームページに掲載した児童の個人情報について、本人もしくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに要請に応じなければならない。
- 8 学校のホームページで発信する児童の個人情報に関しては、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 写真等を掲載する場合は、画質を下げる等、個人が特定できないよう配慮する。
 - (2) 児童生徒の作品等を掲載する場合は、原則として個人情報を掲載しない。ただし、教育上必要があると認められる場合は、その範囲を、氏名、学年等、最小限にする。

(ホームページの内容)

9 学校ホームページの内容は、ホームページの開設目的を達成するため、次の各号に定めるものとする。また、年度当初に更新計画を作成し、校長の承認を得る。

(1) 学校の実践活動を紹介するもの

- ① 学校行事や授業の様子
- ② 児童生徒の作品 等

(2) 学校の基本情報に関するもの

- ① 学校名、学校所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス、地図
- ② 校長からのメッセージ（教育目標、経営方針、本年度の重点努力目標等）
- ③ 学校自慢

(3) 学校評価の概要及び改善点

(4) その他

① 連絡等・携帯サイト

※ 緊急連絡につきましては、緊急連絡網システム（オクレンジャー）を使用する。

- ② 行事の開催案内、保健関係の呼びかけ
- ③ 更新履歴・閲覧者数
- ④ その他校長が承認したもの

(諸法規・モラルの遵守)

10 公開する情報は、著作権法、その他各種法令に違反しないものを掲載するものとする。

11 受信した情報の利用については著作権法等の法律を遵守し、適切な利用を心がける。

12 他人や他の団体を誹謗中傷する内容は記載しない。

13 公開する情報は全て著作権を主張すること。そのため、ホームページのトップページに著作権者を明記する。

14 本校のホームページと第三者のホームページとをリンクしない。

(本規程の改訂)

15 この規程は、毎年度提案し、必要に応じて改訂を行う。